

# 予算のポイント



# Ⅰ 予算規模（一般会計）

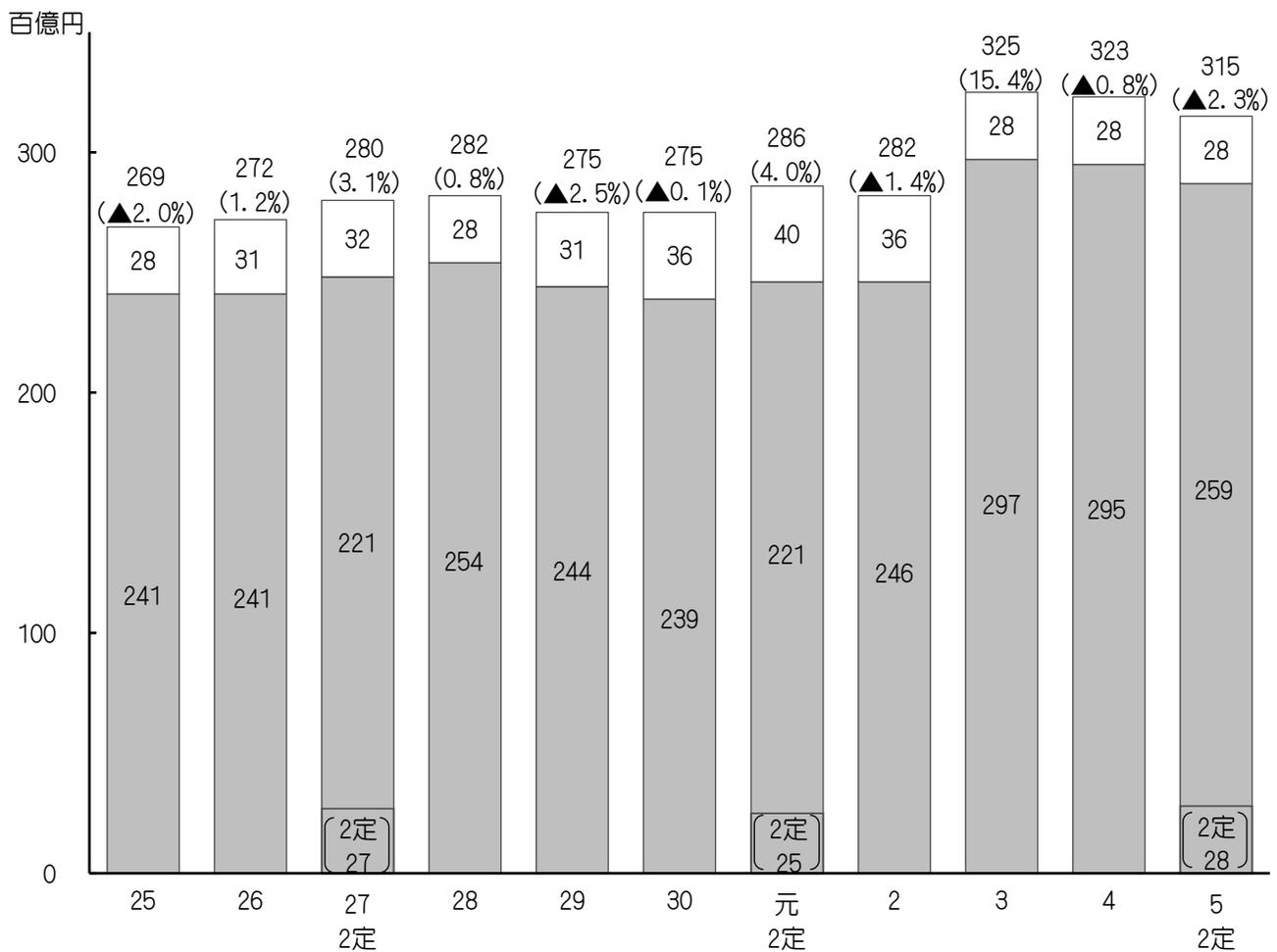
令和5年度2定現計予算額 3兆1,517億円  
 （令和5年度2定補正予算額 2,776億円）  
 前年度当初比 ▲ 2.3%

区 分	4年度(当初)	5年度(2定)	増 減	伸 率
予 算 額	3兆2,262億円	3兆1,517億円	▲ 745億円	▲ 2.3%

\*骨格年の2定補正予算額

H15 H19 H23 H27 R元  
 1,569億円 2,488億円 2,760億円 2,731億円 2,513億

（過去10年間の推移）



※（ ）書きは、対前年度伸び率。

借換債 予算規模(借換債除き)

## II 歳入歳出の内訳

(単位 億円)

区 分	4年度 (当初)	5年度 (2定)	増減		増減の主なもの	(参考) H26.4月～ 消費税率引上げ分			
			うち 2定補正						
歳 入	道 税	6,222	6,513	0	291	地方消費税 法人二税	233 67	①地方消費税	992
	地方交付税	6,370	6,380	953	10	普通交付税	10		
	道 債	5,179	5,070	762	▲ 109				
	臨時財政 対策債	400	170	0	▲ 230				
	借 換 債	2,792	2,824	0	32				
	その他道債	1,987	2,076	762	89	一般単独事業債 調整債	55 30		
	その他の収入	14,491	13,554	1,061	▲ 937	新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 中小企業総合振興資金貸付金収入 地方消費税清算金収入	▲ 954 ▲ 146 ▲ 103 224	②地方消費税清算金	1,579
	財政調整 基金取崩	115	160	160	45				
歳 入 計	32,262	31,517	2,776	▲ 745					
歳 出	人 件 費	5,471	5,341	0	▲ 130	退職手当	▲ 156	⑤基礎年金拠出金	19
	投資的経費	3,476	3,539	868	63	施設等建設事業費 農地耕作条件改善事業費	40 18		
	道債償還費	6,501	6,515	0	14	借換債	32		
	義務的経費	7,529	8,055	795	526	地方消費税清算金支出 税関係交付金 退職手当基金積立金	234 104 111	③地方消費税清算金 ④市町村交付金	948 814
	保健福祉関係	3,927	3,980	726	53	介護給付・訓練等給付負担金 介護保険給付費負担金 後期高齢者医療給付事業費負担金	19 16 16	⑥人づくり革命 ・幼児教育無償化 ・処遇改善(介護等) ・高等教育無償化	92 62 18 12
	一般施策 費	8,959	7,714	1,023	▲ 1,245	地球温暖化防止対策基金積立金 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金 関連事業費 感染防止対策協力支援金支給事業費 (機動的対応分) PCR等検査無料化推進事業費	100 ▲ 968 ▲ 194 ▲ 138	⑦社会保障の充実 ・子ども・子育て支援 の充実 ・保険料軽減の拡大等 ・特定疾患の対象拡大 ・医療介護の確保等 ⑧既存社会保障経費の 安定財源の確保	365 240 68 9 48
	施設等 維持管理費	326	353	90	27				
	歳 出 計	32,262	31,517	2,776	▲ 745				

引上げ分の地方消費税収  
①+②-③-④ = 809億円程度  
→社会保障施策に要する経費  
⑤+⑥+⑦+⑧ に活用

### III 歳入の状況

#### 1 道税

令和5年度2定現計予算額

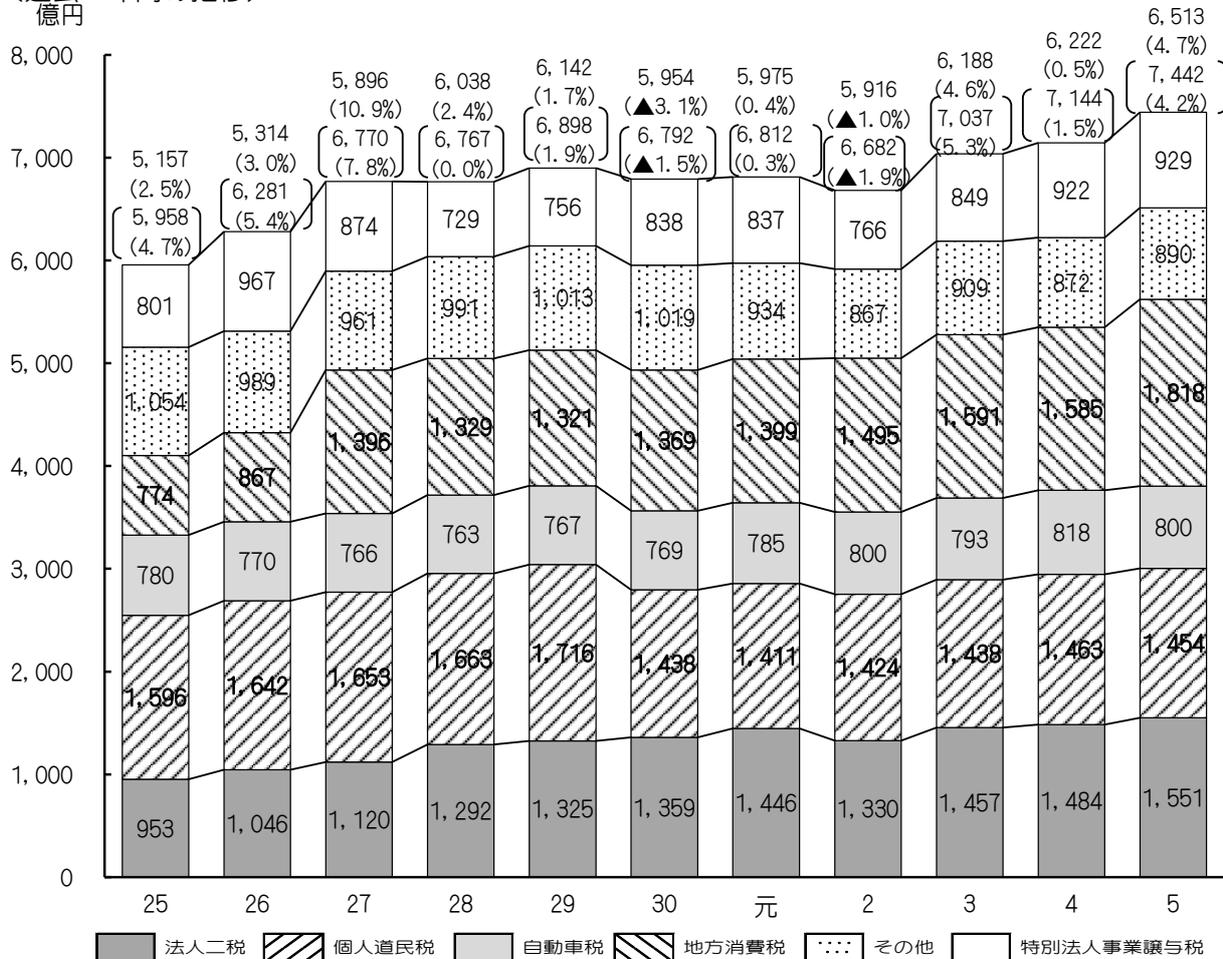
6,513億円

前年度当初比

4.7%

区分	4年度(当初)	5年度(2定)	増減	伸率
道税	6,222億円	6,513億円	291億円	4.7%
うち法人二税	1,484億円	1,551億円	67億円	4.5%
うち地方消費税	1,585億円	1,818億円	233億円	14.7%
うち個人道民税	1,463億円	1,454億円	▲9億円	▲0.6%
特別法人事業譲与税	922億円	929億円	7億円	0.8%
計	7,144億円	7,442億円	298億円	4.2%

(過去10年間の推移)  
億円



※ 平成25～令和3年度は決算額、令和4年度は当初予算額。

※ ( ) 書きは、対前年度伸び率。

※ [ ] 書きは、特別法人事業譲与税(R元までは地方法人特別譲与税)を含めた額。

※ 特別法人事業譲与税：

法人事業税の一部を国税とし、その収入額を地方に再配分する譲与税(R元までは地方法人特別譲与税)

## 2 地方交付税

令和5年度2定現計予算額

6,380億円

前年度当初比

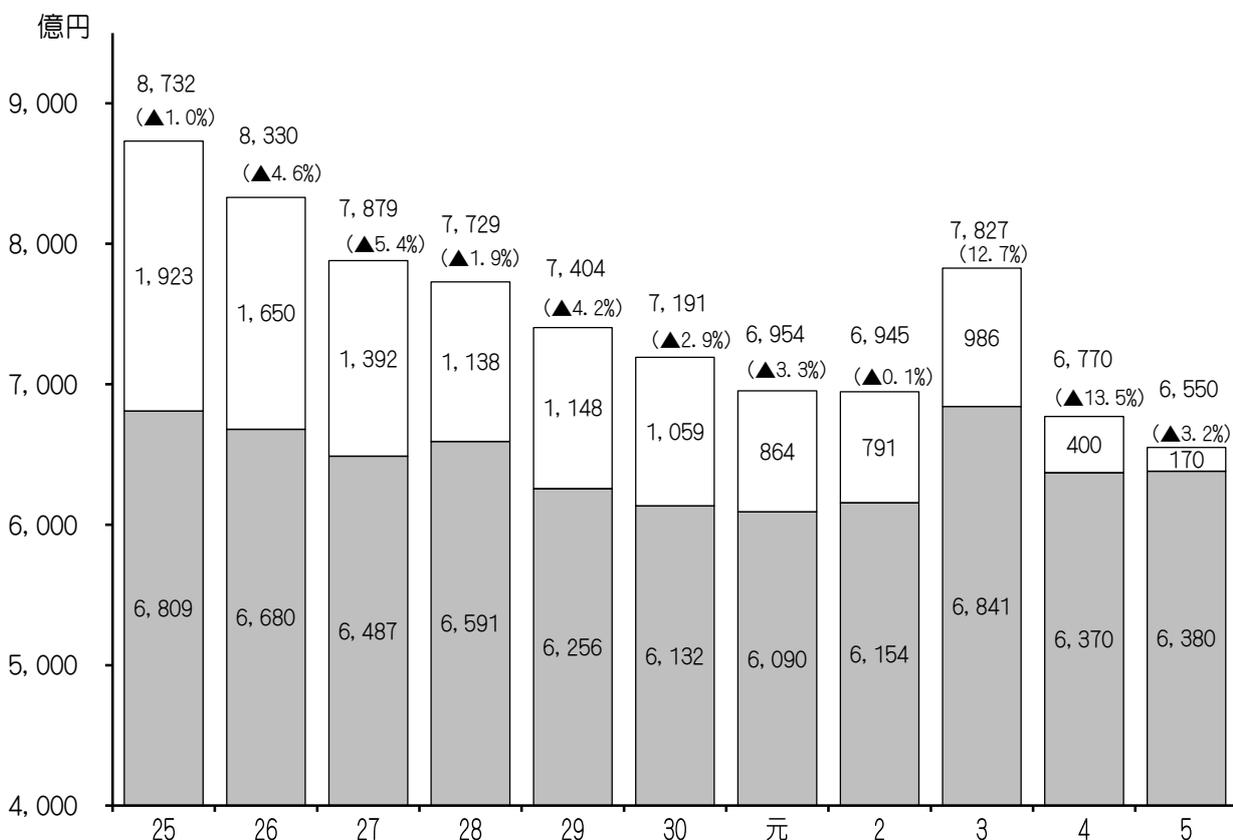
0.2%

区 分	4年度(当初)	5年度(2定)	増減	伸率
地方交付税	6,370億円	6,380億円	10億円	0.2%
臨時財政対策債	400億円	170億円	▲230億円	▲57.5%
計	6,770億円	6,550億円	▲220億円	▲3.2%

(過去10年間の推移)

※臨時財政対策債

地方財政全体の財源不足を補填するために発行される特例地方債(普通交付税の振替)



※平成25～令和3年度は決算額、令和4年度は当初予算額。

※( )書きは、対前年度伸び率。

□ 臨時財政対策債  
■ 地方交付税

### 3 道債

令和5年度2定現計予算額

5,070 億円

前年度当初比

▲ 2.1%

(新規発行債

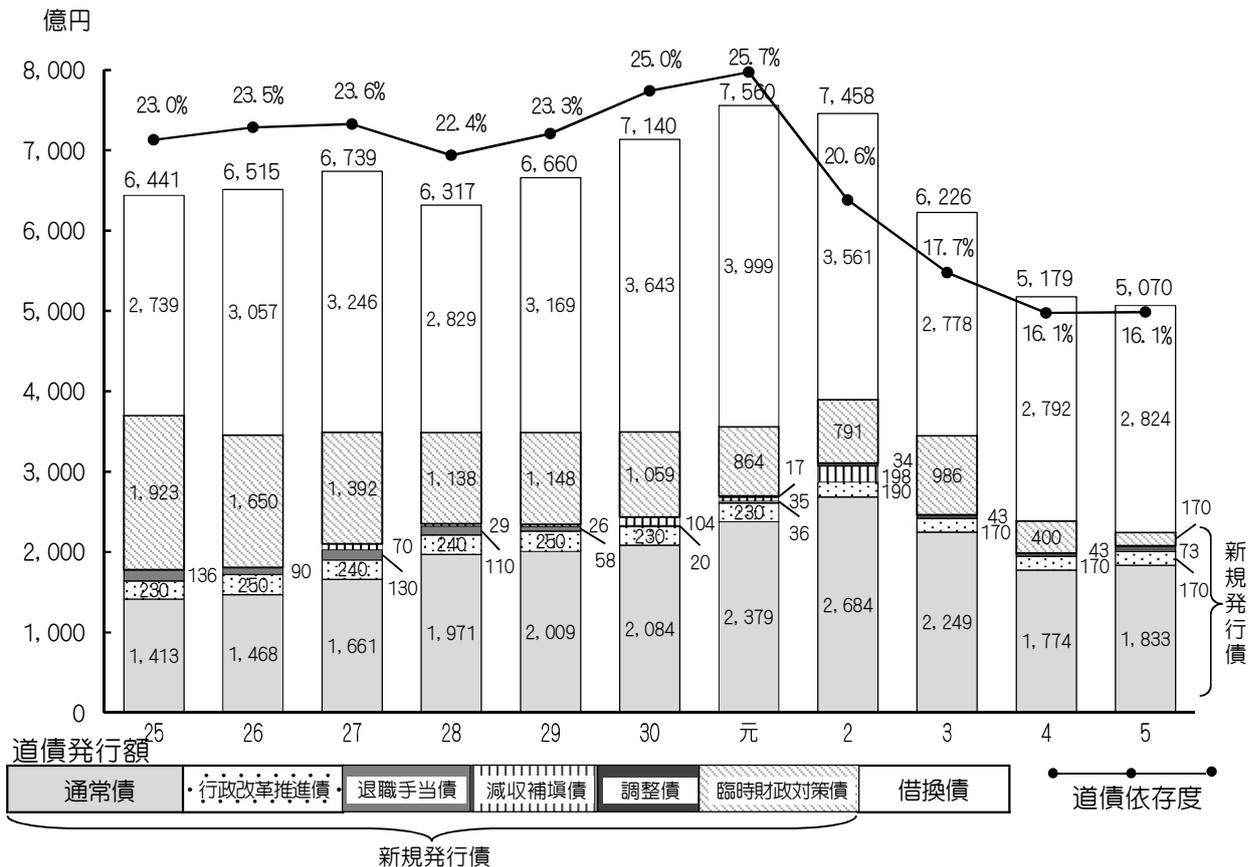
▲ 5.9%)

道債依存度 (歳入総額に占める道債の割合)

16.1%

区 分	4年度(当初)	5年度(2定)	増 減	伸 率
新規発行債	2,387億円	2,246億円	▲ 141億円	▲ 5.9%
臨時財政対策債	400億円	170億円	▲ 230億円	▲ 57.5%
その他道債	1,987億円	2,076億円	89億円	4.5%
借 換 債	2,792億円	2,824億円	32億円	1.1%
計	5,179億円	5,070億円	▲ 109億円	▲ 2.1%

(過去10年間の推移)



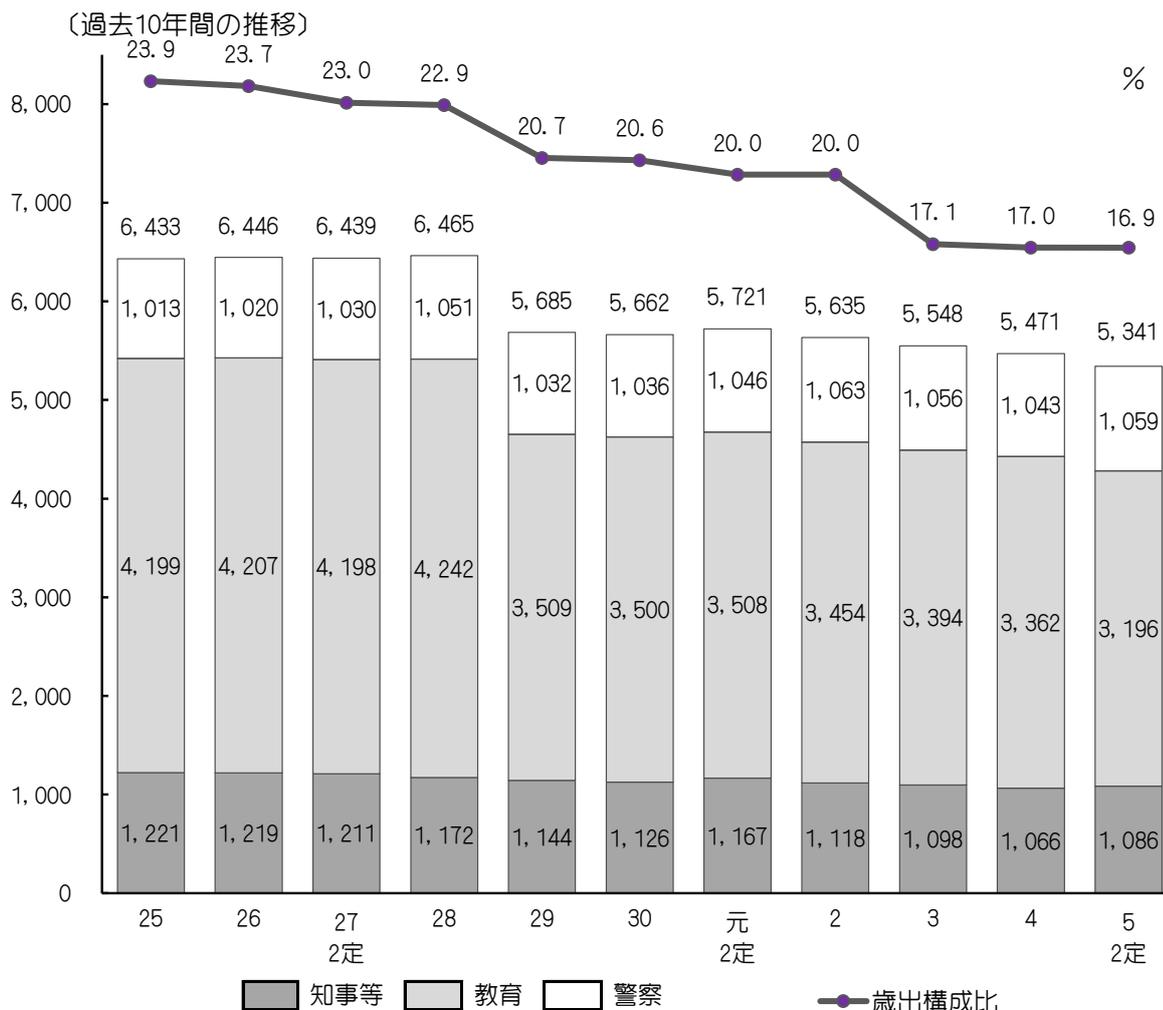
※平成25～令和3年度は決算額、4年度は当初予算額。

- ※ 行政改革推進債 : 一定の行政改革努力などにより、発行が認められる建設地方債 (令和5年度は170億円のうち55億円を通常債に振替)
- ※ 退職手当債 : 定年退職者等の退職手当の財源に充てるための地方債
- ※ 減収補填債 : 実際の税収が、普通交付税の「基準財政収入額」の算定に用いた税収見込額を下回った場合に、その財源を補填するために発行できる特例地方債
- ※ 調整債 : 税制改正 (地方法人課税の偏在是正) に伴う減収額の一定割合を補填するために発行できる特例地方債
- ※ 臨時財政対策債 : 地方財政全体の財源不足を補填するために普通交付税の振替わりとして発行される特例地方債

## IV 歳出の状況

### 1 人件費

令和5年度2定現計予算額			5,341億円	
前年度当初比			▲ 2.4%	
区 分	4年度(当初)	5年度(2定)	増 減	伸 率
給 与 等	4,139億円	4,161億円	22億円	0.5%
共 済 費	900億円	904億円	4億円	0.4%
退 職 手 当	432億円	276億円	▲ 156億円	▲ 36.1%
計	5,471億円	5,341億円	▲ 130億円	▲ 2.4%



(職員数の推移)

(単位 人)

区分	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	R 元	R 2	R 3	R 4
警 察	11,858	11,883	11,921	11,940	11,962	11,986	11,967	11,969	11,999	11,911
教 育	47,300	46,788	46,481	46,285	38,294	37,979	38,346	37,237	37,437	36,966
知事等	14,073	13,916	13,867	13,675	13,730	13,744	13,835	13,845	13,810	13,758
計	73,231	72,587	72,269	71,900	63,986	63,709	64,148	63,051	63,246	62,635

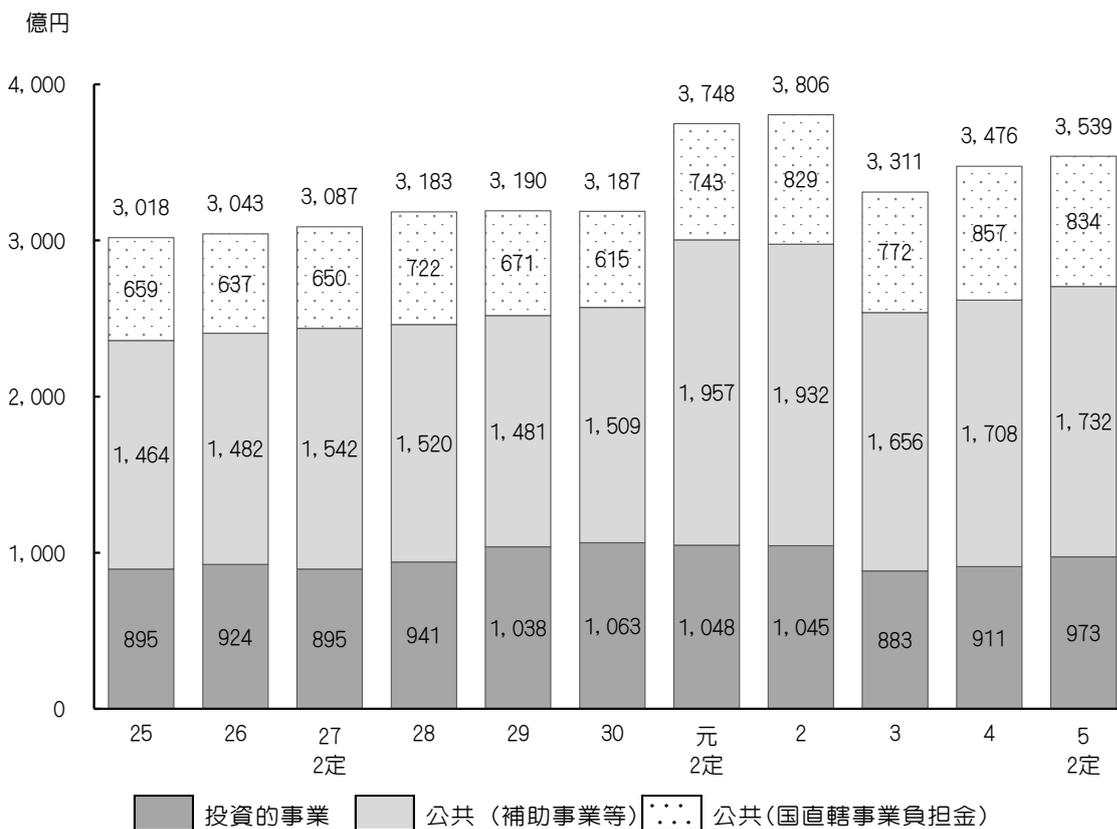
※ 総務省所管「定員管理調査」による毎年4月1日現在の職員数

## 2 投資的経費

(単位：億円)

区 分		4年度(当初)	5年度(2定)	増 減	伸 率
公共事業費	補助事業費等	1,708	1,732	24	1.4%
	国直轄事業負担金	857	834	▲ 23	▲ 2.7%
	新幹線鉄道整備	376	382	6	1.6%
	計	2,565	2,566	1	0.0%
投資的 事業費	特別対策事業費	285	287	2	0.7%
	公共関連単独事業費	130	134	4	3.1%
	社会資本整備 総合交付金事業費	216	214	▲ 2	▲ 1.0%
	農地耕作条件改善事業費	36	54	18	49.5%
	施設等建設事業費	244	284	40	16.8%
	計	911	973	62	6.9%
合 計		3,476	3,539	63	1.8%

(過去10年間の推移)



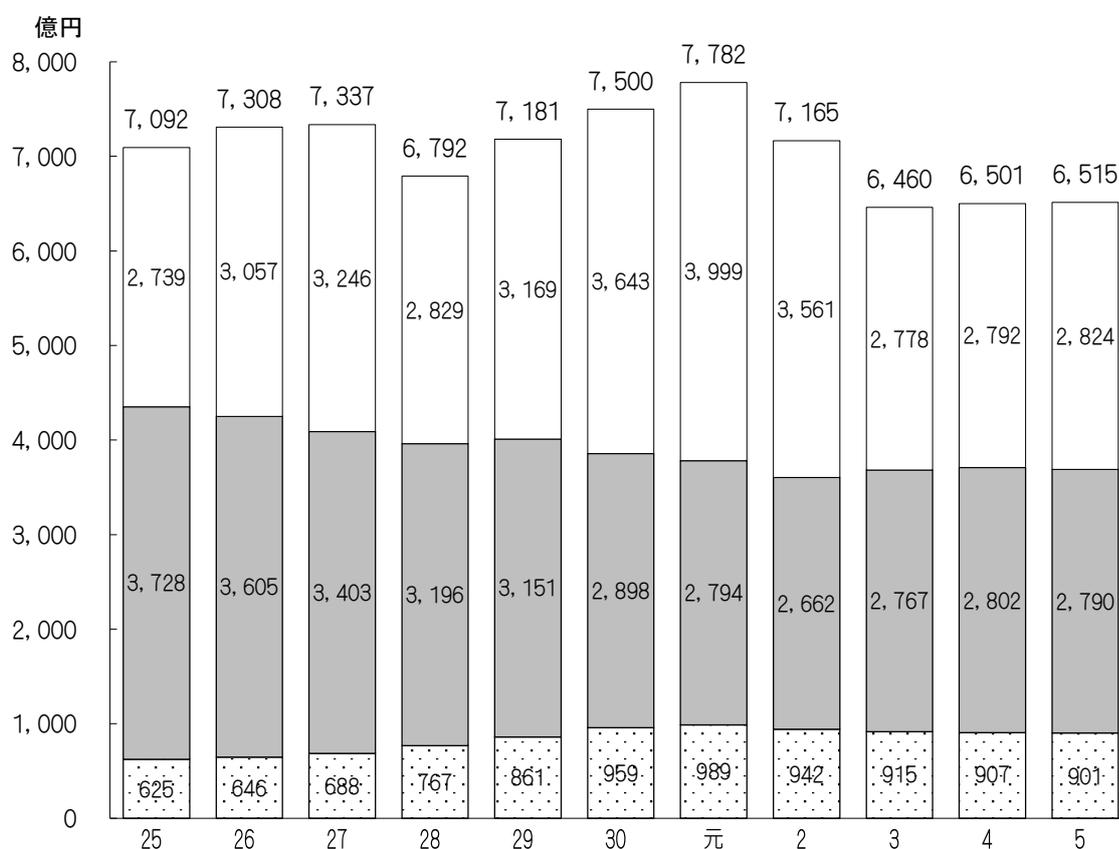
※ 平成25～27年度は公共(国直轄事業負担金)の計上留保を行っている。  
(25)120億円、(26)80億円、(27)78億円)

### 3 道債償還費

令和5年度2定現計予算額				6,515 億円
前年度当初比				0.2 %
区 分	4年度(当初)	5年度(2定)	増 減	伸 率
元 利 償 還 金	2,402億円	2,460億円	58億円	2.4%
減 債 基 金 積 立 金	1,307億円	1,231億円	▲ 76億円	▲ 5.8%
小 計	3,709億円	3,691億円	▲ 18億円	▲ 0.5%
臨時財政対策債償還金	907億円	901億円	▲ 6億円	▲ 0.7%
そ の 他	2,802億円	2,790億円	▲ 12億円	▲ 0.4%
元金償還金(借換分)	2,792億円	2,824億円	32億円	1.1%
計	6,501億円	6,515億円	14億円	0.2%

※減債基金積立金は、満期一括償還分。

(過去10年間の推移)



道債償還費

元利償還金(臨時償)	元利償還金(その他)	元金償還金(借換分)
------------	------------	------------

※平成25～令和3年度は決算額、令和4年度は当初予算額。

※平成25～26年度、令和3～4年度は減債基金(満期一括償還分)の積立留保等を行っている。

[ ㊵積立留保130億円、㊶積立留保50億円、㊷積立100億円、㊸積立80億円(当初30+最終補正50) ]

※令和5年度は減債基金の積立留保額の段階的な解消のため、30億円の積立(積戻し)を行うこととしている。

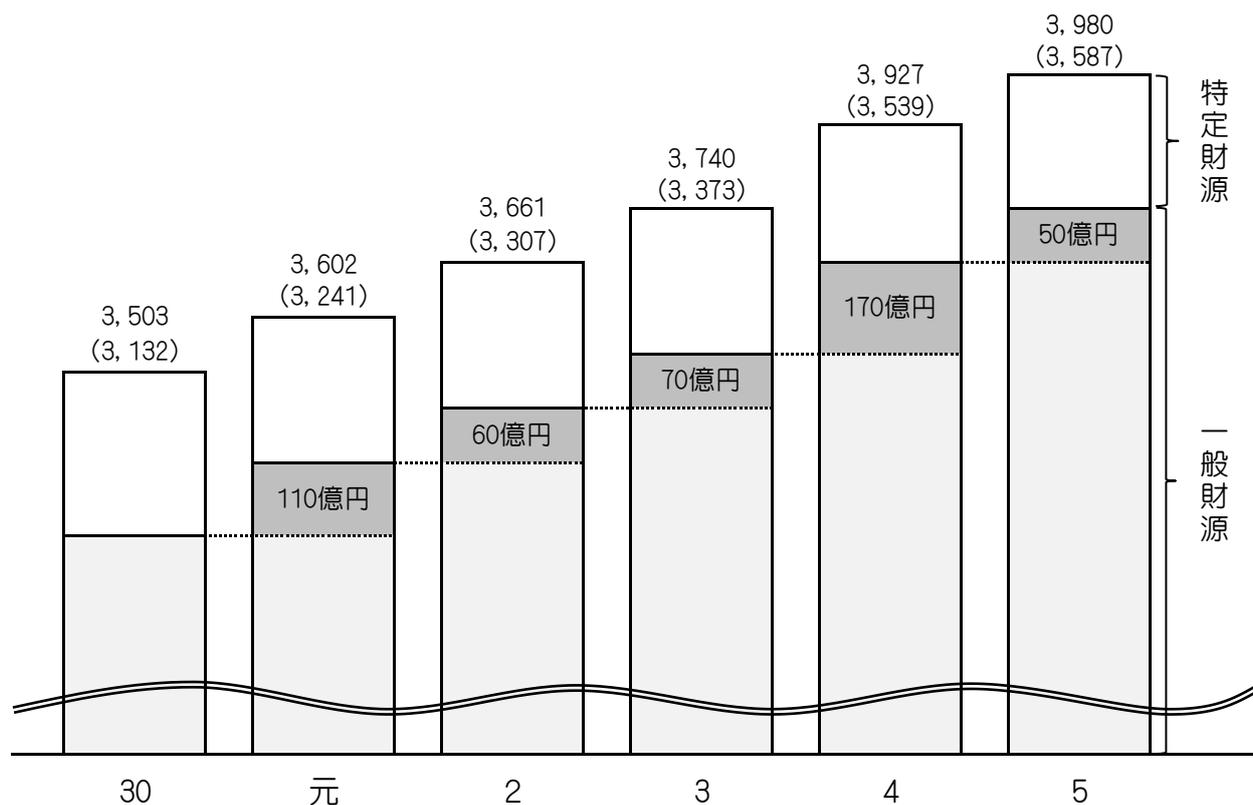
## 4 義務的経費（保健福祉関係）

令和5年度2定現計予算額				3,980億円	
前年度当初比				1.3%	
(単位 億円)					
区 分	4年度 (当初)	5年度 (2定)	増 減	伸 率	増減の主なもの
医療給付費	989 ( 894 )	1,024 ( 909 )	35 ( 15 )	3.5% ( 1.7% )	後期高齢者医療給付費の増
生活保護等扶助費	933 ( 685 )	961 ( 715 )	28 ( 30 )	3.0% ( 4.4% )	障がい福祉サービス利用者の増
介護保険給付費	717 ( 717 )	733 ( 733 )	16 ( 16 )	2.2% ( 2.2% )	介護サービス利用者の増
国民健康保険	488 ( 488 )	489 ( 489 )	1 ( 1 )	0.2% ( 0.2% )	都道府県繰入金の増
子ども・子育て支援 給 付 費	421 ( 421 )	417 ( 417 )	▲ 4 ( ▲ 4 )	▲1.0% ( ▲1.0% )	児童手当等の減
後期高齢者医療保険	204 ( 204 )	206 ( 206 )	2 ( 2 )	1.0% ( 1.0% )	被保険者の増
そ の 他	175 ( 130 )	150 ( 118 )	▲ 25 ( ▲ 12 )	▲14.3% ( ▲9.2% )	感染症検査助成費の減
計	3,927 ( 3,539 )	3,980 ( 3,587 )	53 ( 48 )	1.3% ( 1.4% )	

※ ( ) 一般財源

【義務的経費（保健福祉関係）の推移】

(単位 億円)



※ 平成30～3年度は決算額、令和4年度は当初予算額。

※  は、一般財源の増減。

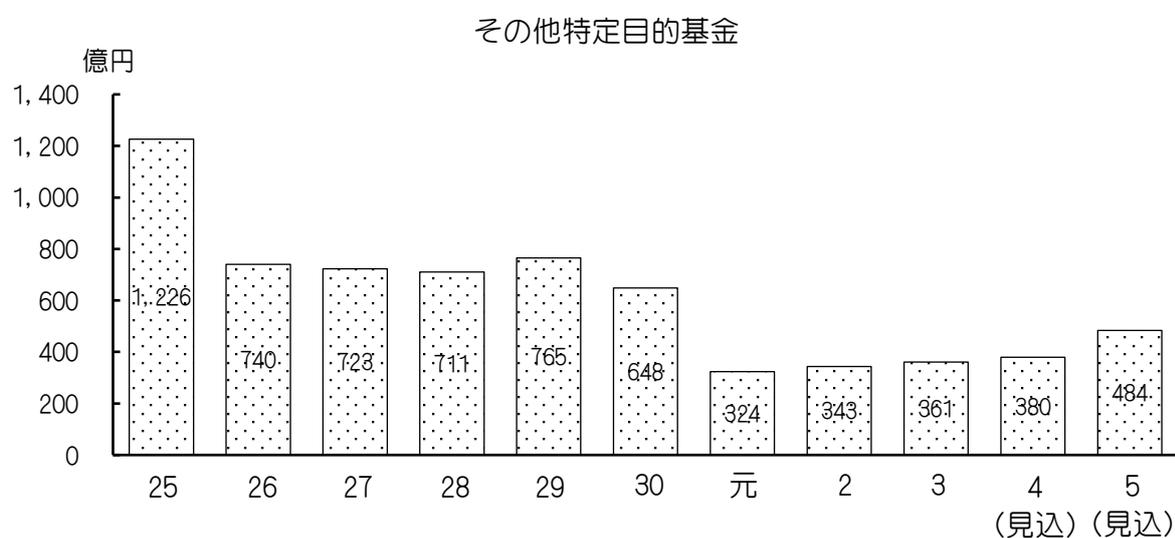
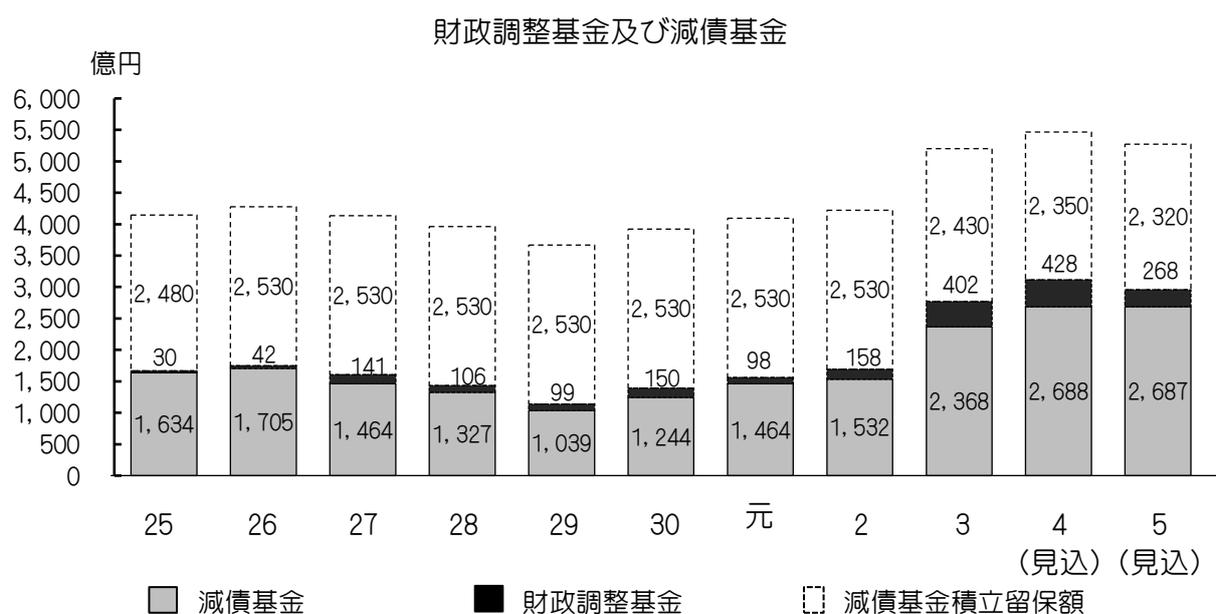
## V 基金の状況

(単位 億円)

区 分	4年度末 残高見込	5年度中増減見込		5年度末 残高見込
		積 立	取 崩	
財 政 調 整 基 金	428	0	160	268
減 債 基 金	2,688	1,235	1,236	2,687
そ の 他 特 定 目 的 基 金	380	327	223	484

※定額運用基金(市町村振興基金・美術品取得基金)、特別会計設置基金(公債管理特別会計を除く5基金)は含まない。

(基金残高(年度末)の推移)



## VI 財政の健全化に向けた取組

### 1 「行財政運営の基本方針<改訂版>」における収支対策（R4～5）の内容

区 分		内 容														
財政的調整		○ 行政改革推進債の発行（行革効果の範囲内で発行） ○ 調整債の発行（発行可能額の範囲内で発行）														
歳 出 削 減 等	投資的経費	○ 補助事業費の縮減														
		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>内 容（一般財源ベース）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">公 共 事 業 費</td> <td>補 助 事 業 費</td> <td>前年度対比 ▲1%程度</td> </tr> <tr> <td>国直轄事業負担金</td> <td>R3年度規模継続</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">投 資 的 事 業 費</td> <td>特 別 対 策 事 業 費</td> <td rowspan="3">R3年度規模継続</td> </tr> <tr> <td>公 共 関 連 単 独 事 業 費</td> </tr> <tr> <td>施 設 等 建 設 工 事 費</td> </tr> </tbody> </table>		区 分		内 容（一般財源ベース）	公 共 事 業 費	補 助 事 業 費	前年度対比 ▲1%程度	国直轄事業負担金	R3年度規模継続	投 資 的 事 業 費	特 別 対 策 事 業 費	R3年度規模継続	公 共 関 連 単 独 事 業 費	施 設 等 建 設 工 事 費
		区 分		内 容（一般財源ベース）												
公 共 事 業 費	補 助 事 業 費	前年度対比 ▲1%程度														
	国直轄事業負担金	R3年度規模継続														
投 資 的 事 業 費	特 別 対 策 事 業 費	R3年度規模継続														
	公 共 関 連 単 独 事 業 費															
	施 設 等 建 設 工 事 費															
<p>※公共事業費：道民の生命や安全・安心な生活を守る観点から、防災・減災、国土強靱化対策など、必要な社会資本整備にも配慮</p> <p>※投資的経費：老朽化した施設・設備の適切な維持管理や計画的な更新・長寿命化、耐震改修、建設資材・労務単価の動向などにも配慮</p>																
○ 新北海道スタイルの実践等に伴う事務的経費の見直し																
その他歳出		○ 施策等の徹底した精査、ゼロベースでの見直し、厳しい取捨選択 ○ 既存事業の再構築、スクラップ・アンド・ビルド ○ 施策間連携・横断的の事業の推進 ○ 新北海道スタイルの実践等に伴う事務的経費の見直し														
歳入確保		○ 道税・交付税等の確保努力、収入未済額の縮減、使用料・手数料の見直し、道有資産の有効活用														

### 2 令和5年度予算編成を踏まえた収支のローリング

[一般財源ベース]

(単位 億円)

区 分		R5見込 (R4当初時)a	R5年間 (R5 2定時)b	増減 b-a	主な内容
歳 出	人 件 費	4,650	4,670	20	職員数変動等
	投 資 的 経 費	490	490	0	
	道 債 償 還 費	3,740	3,690	▲ 50	金利減等
	義 務 的 経 費	7,100	7,440	340	
	保 健 福 祉 関 係	3,600	3,590	▲ 10	
	そ の 他	3,500	3,850	350	地方消費税清算金増等
	そ の 他 歳 出	1,530	1,600	70	維持管理経費増高等
計 A		17,510	17,890	380	
歳 入	道 税 ・ 交 付 税 等	13,970	13,990	20	
	そ の 他 歳 入	3,200	3,490	290	地方消費税清算金増等
	計 B	17,170	17,480	310	
収 支 不 足 額 (B-A) C		▲ 340	▲ 410	▲ 70	

収 支 対 策 D 等	財政的	行政改革推進債	170	170	0	
	調整	調整債	40	40	0	
	歳出	投資的経費	10	10	0	
	削減	その他歳出	20	20	0	
	等	歳入確保等	10	10	0	
要 調 整 額 C + D			▲ 90	▲ 160	▲ 70	

追加	調整債の追加発行	30	収支不足額の拡大に伴う追加発行	
対策	財政調整基金の取崩し(※)	130		
追加	追加対策額計	160		

※ P12記載の財政調整基金取崩額との差額は、地球温暖化防止対策基金積立金(その他歳出)の財源として、その他歳入に計上

【参考】道財政の中期展望（一般財源ベース）

		対策期間→	計画期間→								
区 分		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
歳 出	人 件 費	4,670	4,620	4,560	4,530	4,520	4,480	4,440	4,410	4,410	4,370
	投資的経費	490	500	500	500	500	500	500	500	470	470
	道債償還費	3,690	3,780	3,770	3,720	3,690	3,730	3,740	3,690	3,620	3,660
	臨時財政対策債	900	880	880	910	910	950	980	970	1,020	1,050
	その他	2,790	2,900	2,890	2,810	2,780	2,780	2,760	2,720	2,600	2,610
	義務的経費	7,440	7,460	7,520	7,590	7,670	7,710	7,770	7,840	7,920	7,960
	保健福祉関係	3,590	3,640	3,700	3,760	3,820	3,880	3,940	4,000	4,060	4,120
	その他	3,850	3,820	3,820	3,830	3,850	3,830	3,830	3,840	3,860	3,840
	その他歳出	1,600	1,550	1,550	1,550	1,550	1,550	1,550	1,550	1,550	1,550
	計 A	17,890	17,910	17,900	17,890	17,930	17,970	18,000	17,990	17,970	18,010
歳 入	道税・交付税等	13,990	14,030	14,230	14,320	14,360	14,400	14,450	14,490	14,530	14,570
	その他歳入	3,490	3,480	3,300	3,250	3,250	3,250	3,250	3,250	3,250	3,250
	計 B	17,480	17,510	17,530	17,570	17,610	17,650	17,700	17,740	17,780	17,820
収支不足額 (B-A) C		▲ 410	▲ 400	▲ 370	▲ 320	▲ 320	▲ 320	▲ 300	▲ 250	▲ 190	▲ 190
収支 対策 D	財政的調整	240	令和5年度 中に必要な 対策を検討		財政健全化目標 (収支不足額の逓減)						
	歳出削減等	40									
	基金取崩し	130									

※ 財政健全化目標（収支不足額の縮小）：歳出削減や歳入確保などに取り組み、計画期間中は収支不足額の逓減を図る。

(参考)道債発行見込額 1,830 1,810 1,810

※ 道債発行見込額は、借換債、臨時財政対策債及び財政的調整分を除いた新規発行債。

◇令和6年度以降の試算の前提条件

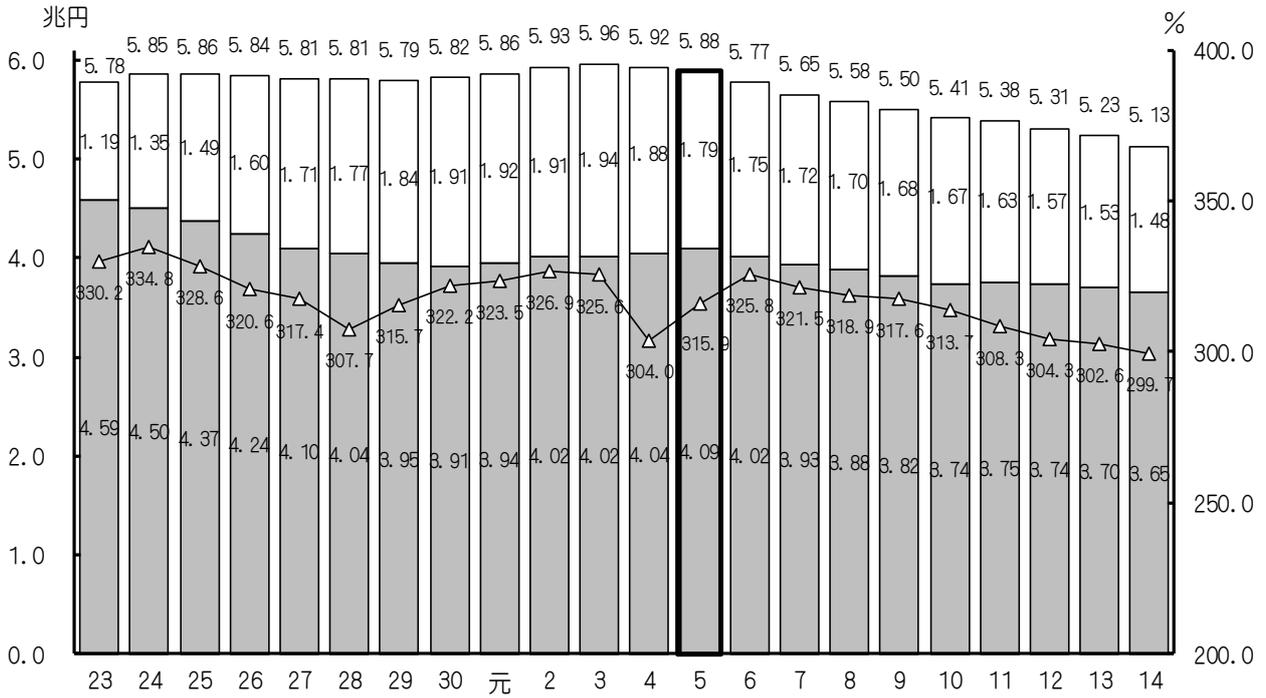
- 令和5年度の歳出削減の効果は、令和6年度以降の歳出に反映。
- 各費目毎の前提条件は以下のとおり。

区 分	内 容	
歳 出	人 件 費	○ 職員数変動、定期昇給、退職手当及び退職手当基金の積立等を反映し推計 (退職手当基金積立金は、人件費に区分)
	投資的経費	○ 国直轄負担金（新幹線分、国営土地改良事業等過年度償還分）は増減見込を反映 (新幹線分には、一定条件設定のもと新函館北斗－札幌間の負担額を推計) ○ 他の要素は前年度と同額程度として推計
	道債償還費	○ 利率は1.1%（10年債）で推計 ○ 臨時財政対策債は、年400億円程度の発行が続くものとして推計 ○ 満期一括償還債（新発債）の償還費（積立額）は、総務省の標準ルールに基づき推計
	義務的経費	○ 保健福祉関係は、高齢化の進行による医療費等の増により、年60億円程度の増と推計 ○ その他は、知事・道議会議員選挙費などを反映し推計
	その他歳出	○ 前年度（地球温暖化防止対策基金積立金を除く）と同額程度として推計
歳 入	道税・交付税等	○ 国の名目経済成長率*を参考に道税収入を推計 ○ R8以降、地方交付税の減額精算の終了を反映し推計
	その他歳入	○ R7まで地方交付税の減額精算見合いとして減債基金から繰り入れするものとして推計

※ 国の名目経済成長率については、「令和5年度予算の後年度歳出・歳入への影響試算（R5.1月財務省）」における名目経済成長率（複数試算のうち、「厳しい経済前提」での試算に用いている1.5%）を参考。

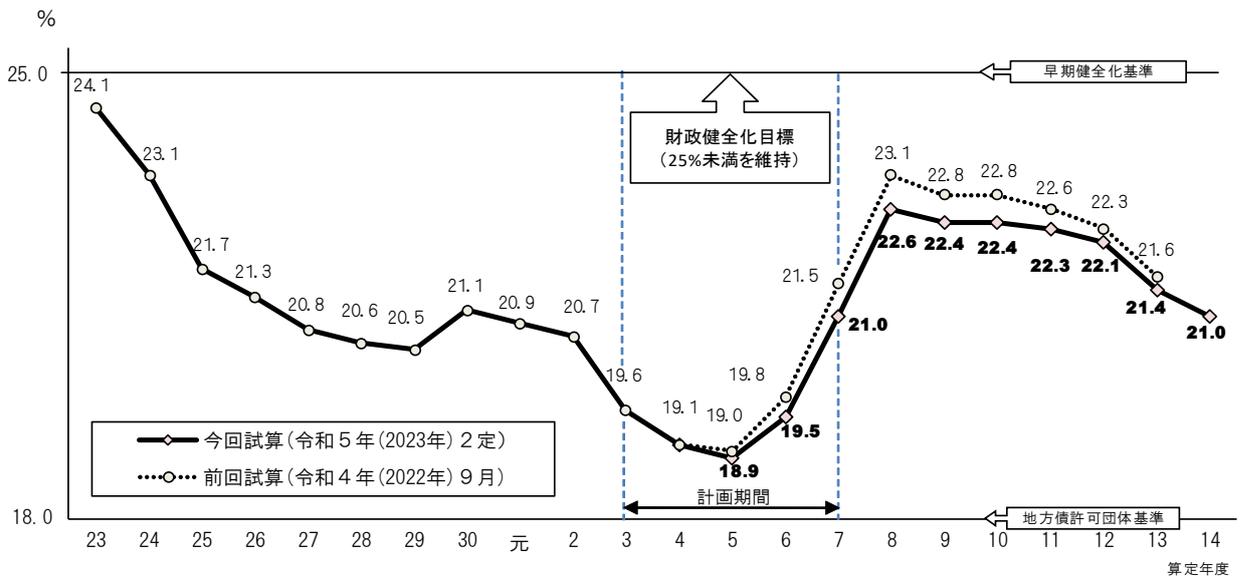
○道債残高及び将来負担比率の推移

臨時財政対策債残高  
 その他の道債残高  
 △ 将来負担比率



※道債残高は、H23～R3は決算の数値、R4以降はR5・2定補正予算時点での年度末見込みの数値(百億円未満切捨て)。  
 ※臨時財政対策債の残高には借換債分を含む。  
 ※将来負担比率  
 ・年 度：算定年度  
 ・道債発行額等：R4は年間見込額、R5は2定予算額、R6以降は「道財政の中期展望」等に基づく。

○実質公債費比率の推移



※年 度：算定年度(前3ヵ年の決算を基に算定)  
 ※発行額：R4は年間見込額、R5は2定予算額、R6以降は「道財政の中期展望」等に基づく。  
 ※金 利：1.1%(10年債)  
 ※財政健全化目標(実質公債費比率の改善)：計画期間中は早期健全化基準である「25%」未満を維持。

### 3 道財政の健全化に向けたこれまでの取組

- 平成9年9月 「財政健全化推進方策」策定
- 平成11年4月 「財政非常事態宣言」
- 〃 11月 「財政の中期試算と今後の対応方針」策定
- 平成13年9月 「道財政の展望」策定
- 平成16年8月 「道財政立て直しプラン」策定
- 平成18年2月 「新たな行財政改革の取組み」策定
- 平成20年2月 「新たな行財政改革の取組み」(改訂版)策定
- 平成24年3月 「『新たな行財政改革の取組み』(改訂版)後半期(H24~26)の取組み」策定
- 平成26年3月 「当面(H26~27)の行財政改革の取組み」策定
- 平成28年3月 「行財政運営方針」策定
- 平成30年3月 「『行財政運営方針』後半期(H30~32(R2))の取組」策定
- 令和3年3月 「行財政運営の基本方針(2021~2025)」策定
- 令和4年3月 「行財政運営の基本方針(2021~2025)<改訂版>」策定

区 分		取 組 の 概 要			
歳 出 削 減	人件費の抑制	職員数適正化計画による職員数削減	⑩~⑭	・知事部局職員の職員数▲5%	
			⑮~⑳	・知事部局職員の職員数▲15%	
			㉑~㉒	・知事部局職員の職員数▲35%	
			㉓~㉔	・教育庁事務局の職員数▲15%	
	一般職	給料の縮減	⑮~⑰	・▲1.7%	
			⑱~⑲	・▲10%	
			㉑~㉒	・管理職員▲9%、その他の職員▲7.5%	
			㉓~㉔	・課長相当職以上の管理職員▲9% ・主幹相当職の管理職員⑳▲9%、㉑▲8.7% ・下記以外の一般職員⑳▲4.8%、㉑▲4.5% ・30歳以下の一般職員▲4%	
			㉕~㉖	・課長相当職以上の管理職員▲8% ・主幹相当職の管理職員▲7.4% ・下記以外の一般職員▲2.9% ・30歳以下の一般職員▲2%	
			㉗~㉘	・課長相当職以上の管理職員▲7% ・主幹相当職の管理職員▲3%	
			㉙	・課長相当職以上の管理職員▲4% ・主幹相当職の管理職員▲1.5%	
			管理職手当の縮減	⑪~⑰	・▲5%
				⑱~⑲	・▲20%
				㉑~㉒	
	㉓~㉔				
	㉕~㉖	・課長相当職以上の管理職員▲10%			
	㉗~㉘	・主幹相当職の管理職員▲8%			
	期末・勤勉手当の縮減	⑪	・▲5%		
		⑫~⑭	・管理職手当16%以上の職員▲10%、その他の職員▲7.5%		
		⑱~⑲	・算出基礎額から役職段階別加算額を除外、特定の管理職員は更に支給額を▲5%		
		㉑~㉒	・算出基礎額から役職段階別加算額の1/3相当額を減額		
	退職手当の支給水準の引き下げ	㉓~㉔	・管理職員は算出基礎額から役職段階別加算額の1/3相当額を減額、一般職員は1/4相当額を減額		
		㉕~	・退職手当の調整率(104/100)の段階的引き下げ ㉖98/100 ㉗92/100 ㉘~87/100		
		㉙~	・退職手当の調整率(87/100)の引き下げ ㉚~83.7/100		
特別職	給料の縮減	⑪	・知事・副知事・出納長▲5%、その他の常勤の特別職▲3%		
		⑫~⑰	・知事・副知事・出納長▲10%、その他の常勤の特別職▲5%		
		⑱~⑲	・知事▲25%、副知事▲20%、その他の常勤の特別職▲15%		
		㉑~㉒	・知事▲25%、副知事▲20%、教育長▲15%、その他の常勤の特別職▲10%		
		㉓~㉔			
		㉕~㉖			
	期末手当の縮減	⑪	・知事・副知事・出納長▲10%、その他の常勤の特別職▲8%		
		⑫~⑭	・知事・副知事・出納長▲20%、その他の常勤の特別職▲15%		
		⑱~⑰	・知事・副知事・出納長▲15%、その他の常勤の特別職▲10%		
		⑱~⑲	・知事▲25%、副知事▲20%、その他の常勤の特別職▲18%		
退職手当の縮減	㉑~㉒	・知事▲25%、副知事▲20%、教育長▲18%、その他の常勤の特別職▲15%			
	㉓~㉔	・▲10%			
退職手当の支給水準の引き下げ	⑱~⑲	・▲15%			
	㉑~	・▲3.37%			

※ 財政健全化の取組とは別に、行財政改革の推進に向けた知事等の決意と姿勢を明らかにするため、知事等の給料等の減額を実施(㉑~)

区 分		取 組 の 概 要	
歳 出 削 減	投資的事業費 の抑制	特別対策事業費	⑬～⑰ 特別対策事業費、公共関連単独事業費の大幅な削減
		公共関連単独事業費	⑳～㉑ ⑳は▲９％程度、㉑～㉒は▲７％程度
		㉓～㉔ ㉓規模（一般財源ベース）を継続	
		㉕～㉖ ㉕規模（一般財源ベース）を継続	
		㉗～㉘ ㉗規模（一般財源ベース）を継続	
		㉙～㉚ ㉙規模（一般財源ベース）を継続	
		㉛ ㉛規模（一般財源ベース）を継続	
		㉜～㉝ ㉜規模（一般財源ベース）を継続	
		施設等建設工事費	⑮～ 施設整備方針に基づき、施設の改築を耐用年数満了まで延期
			⑰～⑲ 工事着工、設計着手は原則繰り延べ
			⑳～㉑ 原則、⑲規模（一般財源ベース）を継続
			㉓～㉔ 原則、⑲規模（一般財源ベース）を継続
			㉕～㉖ 原則、㉕規模（一般財源ベース）を継続
			㉗～㉘ 原則、㉗規模（一般財源ベース）を継続
		㉙～㉚ 原則、㉙規模（一般財源ベース）を継続	
		㉛ 原則、㉛規模（一般財源ベース）を継続	
		㉜～㉝ 原則、㉜規模（一般財源ベース）を継続	
	一般施策事業の見直し等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・政策評価による事業の見直し</li> <li>・関与団体の見直し（団体数 ピーク時⑪201→④78）</li> <li>・奨励的補助金、団体補助金、上置補助金等の縮減</li> <li>・指定管理者制度の導入</li> <li>・特別会計繰出金の縮減 など</li> </ul>	
歳 入 確 保	道 税 収 入 の 確 保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自動車税に係る積雪軽減措置の廃止及びキャンピングカーの税率区分の創設</li> <li>・自動車税（バス・トラック）の減免措置の廃止（⑰～⑲増収額９億円程度）</li> <li>・「道税確保対策本部」の設置による個人道民税、自動車税の徴収強化</li> </ul>	
	使 用 料 ・ 手 数 料 の 見 直 し	・住民間の公平・均衡を図る観点から、フルコスト計算に基づく原価を踏まえた料金改定を実施	
	財 産 収 入 の 確 保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・未利用地（土地や建物など）や株式の売却処分による収入の確保</li> <li>・道有資産の有効活用（自動販売機の設置場所の貸付、定期借地権の設定、庁舎等への広告掲載、ネーミングライツなど）</li> </ul>	
そ の 他	特定目的基金の運用等の見直し	・基金を活用した事業について、長期・安定的な事業実施を図るため、②から予算措置により必要な事業費を確保し、繰替運用を解消	

